

## 規格基準の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定  
第7条及び附属書Bの5(a)に基づくものです。〕

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく  
特定外来生物等の規制対象生物の選定案について

下記のとおり、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく特定外来生物等の規制対象生物のリスト案を作成いたしましたので、お知らせいたします。本件に関し御意見のある場合には、理由を付して下記連絡先まで文書にて御提出ください（電話による意見の提出は御遠慮ください）。なお、御意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

### 記

#### 1 件名

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき規制される生物のリスト（案）

#### 2 対象

○動物界両生綱無尾目ひきがえる科

・ *Bufo regularis*（アフリカヒキガエル）

○動物界両生綱有尾目おおさんしょううお科

・ *Andrias* 属（オオサンショウウオ属）に属する種のうち *Andrias japonicus*（オオサンショウウオ）以外のもの

・ *Andrias* 属（オオサンショウウオ属）に属する種と *Andrias* 属（オオサンショウウオ属）に属する他の種の交雑により生じた生物

#### 3 趣旨及び目的

特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するため、上記2に列記した生物を特定外来生物に指定する。

#### 4 施行予定日

令和6年7月1日

#### 5 照会先

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室  
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2  
TEL 03-5521-8344（直通）  
FAX 03-3581-7090

#### 6 意見提出期限

WTO 通報の追補通報開始日より60日後